

大分県報

令和元年
第六五号
十二月十七日

(火曜日)

目次

告示

- 救急病院等の認定.....一
- 道路区域の変更(三件).....一
- 道路の供用開始.....二

告示

大分県告示第三百四十四号
 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。
 令和元年十二月十七日

大分県知事 広瀬 貞

救急病院 ・救急診療所の別	名称	所在地	認定期間
救急病院	大分大学医学部附属病院	由布市挾間町医大ヶ丘二丁目一番地	令元・一二・一から 令四・一一・三〇まで

大分県告示第三百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、令和元年十二月十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十七日

令和元年十二月十七日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道豊後高田安岐線	豊後高田市田染横嶺字畑一五二五番三から 豊後高田市田染横嶺字畑一五二四番四地先まで	前 後	メートル 一七・〇 三二・〇 一七・八	メートル 一七〇・〇 三四〇・〇 二八・八	メートル 六八・二 七四・〇

大分県告示第三百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、令和元年十二月十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 令和元年十二月十七日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道竹田大飼線	豊後大野市千歳町新殿字ノソキ六〇一番から 豊後大野市千歳町新殿字ノソキ六四七番二まで	前 後	メートル 一七〇・〇 二五・三 一三・〇	メートル 一六三・〇 二五・三 一二・三	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

大分県報(告示)

大分県告示第三百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、令和元年十二月十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 令和元年十二月十七日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長
		前	後		
県道中土師犬飼線	豊後大野市犬飼町山内字新飼五〇四番一地先内	前	後	八・〇 メートル 四・〇	六五・〇 メートル
		後	前	一〇・〇 七・〇	六五・〇
県道庄内久住線	竹田市直入町大字下田北字浦山三〇四六番五から 竹田市直入町大字下田北字浦山三〇七七番一〇まで	前	後	四八・〇 二六・〇	六八・〇
		後	前	五二・〇 二六・〇	六八・〇
県道湯平温泉線	由布市湯布院町湯平字クマノサカ四八六番六から 由布市湯布院町湯平字クマノサカ四八一番三まで	前	後	二〇・一 九・四	二七二・三
		後	前	四八・三 一三・六	二七二・三
県道小挾間	大分市大字宮苑字中村二八五番六から 大分市大字宮苑字中村二八五番一三まで	前	後	一六・八 一〇・五	五三・三
		後	前		

大分線

大分市大字宮苑字中村二八八番八から
大分市大字宮苑字中村二八五番一三まで

後

二二・四
一〇・七

五三・三

大分県告示第三百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、令和元年十二月十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 令和元年十二月十七日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道庄内久住線
 竹田市直入町大字下田北字浦山三〇四六番五から
 竹田市直入町大字下田北字浦山三〇七七番一〇まで

令元・一二・一七